
[た よ り]

山梨県透析医会だより

三井 静

今回で3回目となる地区だよりである。

特に目立った活動といえば、災害にそなえて地域社会との連携を深めるために、要援護者医療救護対策会議なるものの議長を務め、県や市町村関係者と協議をくりかえし行って一定の成果を得ていることだ。

かねてから災害時の透析医療をどう推進するかは大きな課題である。透析医療関係者および腎臓病協議会の協力のもとシステム作りが行われてきた。システムの確立には行政や地域の全面的な協力が欠かせない。国を挙げての対応が待たれていた。そうした中、災害時に人の手助けを必要とする高齢者や障害を持つ人たちに如何に対応するのかを定める支援プランが検討されている。「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」だ。こうした形で透析医療のスムーズな遂行のために一般社会からの協力を頂くのは大変有難いことだ。

災害時要援護者対策は、地域において高齢者や障害者など支援を必要とする人を特定し、その人たちを誰が支援し、どの避難場所に避難させるかを定める取組である。

この避難支援ガイドラインの骨子は市町村内に要援護者支援班を設置することから始まる。

市町村は平常時から福祉関係者、民生委員、ケアマネージャー、介護職員との連携を深めておくことが

大切である。その結果、要支援者が何所に如何にしておられるのかが確認でき支援を有効に実施できる。透析医療機関と腎臓病協議会は自らの情報を市町村に伝えておく必要がある。しかし、個人情報保護法も考慮して限定的に行うことが肝要である。一方、透析遂行のためには電気・水道等のライフラインの確保も欠かせない。電力会社や水道関係機関との連携体制を確保しなければならない。

過去の災害現場からの報告によっても、行政、市町村、関連機関との連携が欠かせない例が多数認められた。

透析者は要援護者の範囲に入っている。優先順位は人工呼吸器装着者、酸素療法実施者から比べると若干低く考えられている。これは正しい設定であると考えられる。しかし、避難場所の確認や、透析施設と透析者の連絡の確保は速やかに行うべきである。この点は市町村の支援班に大いに期待する。このために透析施設と透析者の部分的な情報公開が求められる。一方、個人情報保護の観点から、市町村は運用には慎重を期して欲しい。

透析医療関係機関、腎臓病協議会、県、市町村との連携でスムーズに透析医療を遂行しようとする。